運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 点　検　項　目 | 適 ・ 否 |
| １ | 料金の掲示義務（法第１１条）①料金を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示してある。（現在の料金表の制定年月日： 年 月 日）②料金は具体的に距離等に応じた確定額を定めている。③料金は役務提供の条件の説明の際に提示する書面の内容と同様か。④料金の適用方法（料金の起算点、終点等）について料金表に定めている。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ２ | 保険契約等締結義務（法第１２条）①代行運転自動車用の損害賠償責任保険等（補償限度額対人８千万円以上、対物２百万円以上、車両２百万円以上）に加入している。　　損害保険会社名：　　補償限度額：対人　　　　　円、対物　　　　　円、車両　　　　　円【記載例】損害保険会社名：○○共済協同組合　　補償限度額：対人　無制限　~~円~~、対物　　１億　円、車両　１千万　円②代行運転自動車用の対人、対物保険について、運転代行業者の法令違反が原因の事故の補償が免責となっていない。③代行運転自動車用の保険が随伴用自動車とセットで契約するものである場合、保険の対象となっている随伴用自動車は法第５条第１項及び法第８条第１項の規定に基づいて提出する随伴用自動車の自動車登録番号等と一致している。④保険の契約期間中の保険金支払額に制限はない。⑤保険料の滞納による保険の失効や解約により、過去１年間、無保険状態で営業を行っていない。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] 　　[ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ３ | 約款掲示義務（法第１３条第１項）①約款を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示している。②（標準約款を使用している場合）最新の標準約款（平成２８年４月１５日改正）を使用している。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ４ | 随伴用自動車の損害賠償措置（法第１２条）①随伴用自動車の損害賠償責任保険（補償限度額対人８千万円以上、対物２百万円以上）に加入している。　　損害保険会社名：　　補償限度額：対人　　　　　　　　　円、対物　　　　　　　　　円　【記載例】損害保険会社名：○○損害保険　　補償限度額：対人　　　無制限　　　~~円~~、対物　　　無制限　　　~~円~~②ドライバーの年齢等による不担保条件が付されている場合、補償を受けられる条件に合致している。③保険期間中の保険金支払額に制限がない。④保険料の滞納による保険の失効や解約により、過去１年間、無保険状態で営業を行っていない。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ５ | 役務提供の条件説明義務（法第１５条）①利用者に以下の役務の提供の条件について説明する書面を用意している。　・自動車運転代行業者の氏名または名称及び運転代行業務従事者の氏名　・営業所に掲示している料金　・営業所に掲示している約款（概要を使用する場合は少なくとも以下の項目が含まれている）　　・料金の収受または払い戻しに関する事項　　・代行運転役務の提供に関する事項　　・代行運転役務の提供の責任の始期及び終期　　・損害賠償に関する事項　・タクシー類似行為（随伴用自動車に利用者を乗車させる）ができないこと。②役務の提供の条件について、口頭及び書面の交付により説明を行っている。③役務の提供の条件の説明用の書面（料金表、約款、その他概要説明資料）を随伴用自動車に備え付ける等により、役務の提供の申込を受ける時点で必ず携帯している。④料金の概算額について、利用者に口頭で説明を行っている。⑤料金の概算額を、料金表に基づいて算出している。　（料金の概算額の計算方法について、具体的に記述ください。）【記載例】２ｋｍまで１，５００円　以降４００ｍごとに３００円を加算⑥料金の概算額については、以下について利用者に説明を行っている。　・料金の算出方法（使用しているものに○）メーター ・ 距離計(トリップメーター) ・ その他(　　　　　　　　　)　・料金の収受方法（クレジットカード等の使用可否、料金支払いのタイミング等）⑦利用者の求めがあったときに領収書を発行できるように随伴用自動車に備え付ける等により準備してある。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ６ | 随伴用自動車表示義務（法第１７条）①随伴用自動車のドア部分の両側面（窓ガラスを除く）に以下の表示がある。　・自動車運転代行業者の名称または記号　・認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号　・代行　・随伴用自動車②「タクシー」その他、旅客自動車運送事業用の自動車と誤認させる事項を表示していない。③表示はペンキ等による横書きとなっている。④表示は明瞭かつ的確に公衆及び利用者に見やすいように表示されている。⑤文字等の塗色は、容易に識別できる色を用いている。⑥定期的に点検･補修を行い、明瞭な表示を保っている。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ７ | 運転代行業務従事者指導義務（法第１８条）①指導･教育を行う体制（講師、教材等）を整備している。②指導･教育に必要な時間を確保している。③運転代行業務従事者の雇い入れ時に行い、その後も利用者とのトラブルが発生したとき等、適切に実施している。④以下について運転代行業務従事者に対し、指導・教育している。　・料金の収受方法（営業所に掲示した料金表及び料金の具体的な算出方法によらない料金の収受はできないことを指導している）　・約款の内容（具体的な約款の規定に沿った趣旨。特に役務の提供の拒否事由）　・役務の提供の条件の説明（５に掲げる内容）を原則口頭及び書面の交付により行うこと　・役務の提供の条件の説明方法（５に掲げる内容）にかかる模擬テスト等の実施（運転代行業務従事者が指導・教育内容を正しく理解しているかの確認）　・随伴用自動車の表示等に関する事項（表示事項について随伴用自動車の車体に直接表示すること）　・タクシー類似行為ができないこと（利用者の輸送は随伴用自動車ではなく代行運転自動車により行うという指導・教育をしている） | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ８ | 【苦情処理簿】帳簿等備置義務（法第２０条第２項）①営業所ごとに苦情の処理に関する帳簿を備え付けている。②帳簿に以下の内容を記載している。　・苦情者の氏名、連絡先、苦情の内容、苦情の発生年月日、発生場所または区間、運転者の氏名　・原因究明の結果（原因の究明は適切かつ迅速に実施されている。）　・苦情の原因のみならず、類似の苦情がないか調査を行い、その調査結果が記録してある。　・苦情に対する弁明の内容（利用者保護の観点から適切かつ妥当である）　・改善措置（当該苦情に対する具体的措置及び再発防止のために行った措置を適切に講じている。）　・苦情処理を担当した者③帳簿は作成から２年間保存している。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| ９ | 【従業員指導記録簿】帳簿等備置義務（法第２０条第２項）①営業所ごとに運転代行業務従事者に対する指導・教育に関する帳簿を備え付けている。②帳簿に以下の内容を記載している。　・指導･教育を行った者及び受けた者の氏名　・指導･教育を行った日時、場所　・指導･教育の内容（８①の項目ごとに適切に実施している）③帳簿は作成から２年間保存している。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| 10 | 【乗務記録簿】帳簿等備置義務（法第２０条第２項）①営業所ごとに運転代行の営業に関する事項を記録した帳簿を備え付けている。②帳簿に以下の内容を記載している。　・運転代行業務従事者の氏名　・運行ごとに代行運転自動車、随伴用自動車のどちらを運転したのかの別　・代行運転自動車を運転した場合は、随伴用自動車の同僚ドライバーの氏名、随伴用自動車の車両ナンバー　・随伴用自動車を運転した場合は、代行運転自動車の同僚ドライバーの氏名、代行運転車の車両ナンバー　・運行ごとの役務の提供の開始点、終了点、日時、主な経過地点、運転距離　・運行ごとの収受した料金の額③帳簿は実際に乗務した運転代行業務従事者が自ら記載している。④帳簿は作成から２年間保存している。⑤記録（運転距離と料金の計算）に齟齬や矛盾はなく、料金表のとおりに料金を算出し、収受している。⑥苦情処理簿に料金トラブル等が記載されている場合、当該トラブルにかかる乗務記録の乗務距離と収受料金の計算に問題はない。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| 11 | 【業務従事者名簿】帳簿等備置義務（法第２０条第２項）①営業所ごとに運転代行業務従事者の名簿を備え付けている。②運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成以前６月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦3.0cm以上、横2.4cm以上の大きさの写真を貼り付けている。③帳簿は運転代行業務従事者が辞めてから２年間保存している。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |
| 12 | タクシー類似行為（道路運送法第４条第１項、第４３条第１項、第７８条）の禁止①随伴用自動車に利用者を乗車させていない。（ＡＢ間輸送を含む） | [ ]  ･ [ ]  |
| 13 | 安全運転管理者の義務（道路交通法施行規則第９条の１０）①運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認している。②酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録している。（１）確認者名（２）運転者名（３）運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等（４）確認の日時（５）確認の方法（対面もしくは非対面）（６）酒気帯びの有無（７）指示事項（８）その他必要な事項③酒気帯びの有無について記録し、記録を１年間保存している。 | [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ] [ ]  ･ [ ]  |

以上の自主点検の結果について、虚偽事実がないことを確認します。

　〒

住所

氏名または名称

連絡先（営業所電話）

連絡先（携帯電話）

連絡先（ＦＡＸ）

連絡先（メール）

※住所については、主たる営業所の住所を記載

※FAX番号やメールアドレスが無い場合は、空欄で可